

本号で公布された法令のあらまし

◇令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二百五十九号）（内閣府本府）

- 令和八年熊本地震による災害を激甚災害として指定する。（本則関係）
- 当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）
  - 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二百六十号）（内閣府本府）

- 令和八年熊本地震による災害を特定非常災害として指定すること。（第一条関係）
- 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用すること。（第二条関係）
  - 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置
  - 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置
  - 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置
  - 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置
  - 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置
- この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

◇令和八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（政令第二百六十一号）（法務省）

- 令和八年熊本地震による災害を総合法律支援法第三十条第一項第四号に規定する非常災害として指定する。（第一条関係）
- 1 の非常災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。（第二条第一項関係）
- 1 の非常災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から令和九年七月二十七日までとする。（第二条第二項関係）
- この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政

令

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百五十九号

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

| 激 甚 災 害       | 適 用 す べ き 措 置             |
|---------------|---------------------------|
| 令和八年熊本地震による災害 | 法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定する措置 |

附 則  
この政令は、公布の日から施行する。

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百六十号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)  
第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)  
第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和九年一月二十七日とする。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年十一月二十七日とする。

(法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和十年七月二十七日とする。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和九年三月三十一日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和十一年六月三十日とする。

附則  
この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗  
総務大臣 林 芳正  
法務大臣 平口 洋

令和八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百六十一号

令和八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令

内閣は、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第三十条第一項第四号に規定する非常災害の指定)

第一条 総合法律支援法（次条において「法」という。）第三十条第一項第四号に規定する非常災害として、令和八年熊本地震による災害を指定する。

(法第三十条第一項第四号の政令で定める地区及び期間)

第二条 前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から令和九年七月二十七日までとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣 平口 洋  
内閣総理大臣 高市 早苗

## その他告示

○国家公安委員会告示第三十七号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり定める。

令和八年八月七日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）の対象者は、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所（警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五条第四項、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第三条第一項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第六項の規定による特定権利利益については、その主たる営業所又は主たる事務所の所在地、を有する者又は法人であつて同表の下欄に掲げるものとし、満了日延長措置による延長後の満了日は、令和九年一月二十七日とする。

| 対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項              | 対象者                                                                       |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第一項第一号 | 講習修了証明書の交付を受けている者                                                         |
| 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号              | 現に許可済猟銃を所持している者                                                           |
| 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号              | 震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者                                 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号              | 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかった者 |